

○農林省令第二十八号

植物防疫法(昭和二十五年法律第一百五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十三年四月十日

農林大臣 中川 一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項第二号中「能代港」の下に「相馬港」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。